

泉南市「移動式赤ちゃんの駅」設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児の授乳やおむつ交換及び搾乳を行うスペースとして、泉南市「移動式赤ちゃんの駅」(以下、「移動式赤ちゃんの駅」という)を市内で開催される事業又は行事(以下イベント等という)の主催者に無償貸与し、設置することにより、乳幼児を抱える保護者が安心して外出できる環境を整えとともに、安心して子どもを産み育てやすいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「移動式赤ちゃんの駅」とは、次に掲げる市が所有する備品をいう。

- (1) テント
- (2) おむつ交換台
- (3) 授乳用椅子

(利用対象者)

第3条 「移動式赤ちゃんの駅」を利用することができる者は、原則として、授乳やおむつ交換及び搾乳を目的とする乳幼児及びその保護者とする。

(貸与の範囲)

第4条 「移動式赤ちゃんの駅」を貸与することができるのは、次に掲げる場合とする。

- (1) 市が主催又は共催するイベント等を開催する場合。
- (2) 公共的団体がイベント等を開催する場合。
- (3) 民間企業等が社会的貢献活動等の公益的な目的で、イベント等を開催する場合。
- (4) その他のイベント等で特に市長が認める場合。

(貸与の申請許可)

第5条 「移動式赤ちゃんの駅」を借り受けようとする者(以下「申請者」という)は、泉南市「移動式赤ちゃんの駅」貸与承認申請書(様式第1号)により、貸与を希望する日の3日前までに市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、前条の基準を満たすと認めるときは泉南市「移動式赤ちゃんの駅」貸与承認書(様式第2号)を交付するものとする。

3 前項の規定により泉南市「移動式赤ちゃんの駅」貸与承認書の交付を受けた申請者は、原則として自ら市に来庁して「移動式赤ちゃんの駅」備品を借り受け、返却しなければならない。

(貸与期間)

第6条 「移動式赤ちゃんの駅」の貸与期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に必

要と認めた場合は、この限りではない。

(免責)

第7条 「移動式赤ちゃんの駅」の使用により、申請者が被った損害又は第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

泉南市「移動式赤ちゃんの駅」貸与承認申請書

年 月 日

泉南市長 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

泉南市「移動式赤ちゃんの駅」設置事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

貸与希望日時	年 月 日 () ~ 月 日 ()
貸与希望場所	
貸与希望目的	
貸与を希望する備品 (希望するものに✓を入れてください)	<input type="checkbox"/> テント (張) <input type="checkbox"/> おむつ交換台 (台) <input type="checkbox"/> 授乳用椅子 (脚)

テント1張、おむつ交換台1台、授乳用椅子は20脚まで

誓 約 書

私は、泉南市「移動式赤ちゃんの駅」設置事業実施要綱を遵守し、使用期間中に起こった移動式赤ちゃんの駅に関する事故等については、いかなる場合においても私が責任を負うことを誓います。

申請者 _____

※ 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも事業主が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第2号（第5条関係）

泉南市「移動式赤ちゃんの駅」貸与承認書

年 月 日

様

泉南市長 印

年 月 日付にて貸与承認申請のありました件について、泉南市「移動式赤ちゃんの駅」設置事業実施要綱第5条第2項の規定により、下記条件を付して承認します。

貸 与 日 時	年 月 日 () ~ 月 日 ()
貸 与 場 所	
貸 与 目 的	
貸 与 す る 備 品	<input type="checkbox"/> テント (張) <input type="checkbox"/> おむつ交換台 (台) <input type="checkbox"/> 授乳用椅子 (脚)

備品貸与条件

1. 「移動式赤ちゃんの駅」の目的以外に使用してはならない。
2. 使用権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
3. 許可を受けた団体は、正しい方法で管理・使用によって生じた事故については、一切の責任を負わなければならない。
4. 使用備品を汚損若しくは破損又は紛失した時は、直ちに市長に報告し、相当の代価をもって損害を弁償しなければならない。
5. 期日内に返却しなければならない。
6. 使用者がこの許可条件に違反したときは、使用を取消・変更するものとする。